

相談事例

ID: 03-01-025

相談タイトル

退去時の敷金の返還について

Q: ご相談内容

入居していた賃貸住宅を退去した。退去立ち合い時に、敷金40,000円については、ルームクリーニング代を差し引き、残金について後日振り込まれるといわれた。
先日明細が送られてきたが、ルームクリーニング代と照明器具グローランプ交換等で合計40,000円のため返金はないとのことだった。
今までも賃貸物件に住んできたが、敷金が返金されないということはなかった。どうしたらよいのか。ルームクリーニングについては特約事項として記載はあるが、金額の記載はない。借りていた賃貸物件の部屋の広さは2K。

A: 回答

ルームクリーニング代については、管理会社によっては、部屋の広さごとに金額が決まっている場合もありますので、クリーニング代の根拠を聞いてみて、妥当性等を判断して下さい。
ルームクリーニング代自体の請求については、特約事項として記載もあるとのことですので、請求はやむを得ないと部分もあると思いますが、内訳を確認したうえで、高額であり納得がいかないのであれば、減額の交渉は可能と考えます。減額交渉にあたっては、インターネット等で相場を検索したり、他の業者のルームクリーニング代の見積もりを取るなど根拠となるものを用意して交渉にあたるのが良いと考えます。